

令和 7 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 5 回）

日時：令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 3 時 30 分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）府中朝日町商業施設計画【1 回目】
世田谷清掃工場建替事業【2 回目】

【審議資料】

資料 1 「（仮称）府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に対する
都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

資料 2 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案
部会審議質疑応答

<出席者>

会長 片谷委員

第一部会長 山下委員

飯泉委員

尾崎委員

玄委員

高橋委員

速水委員

水本委員

山口委員

横田委員

渡部委員

(11 名)

関政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

「（仮称）府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び
事業段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	5 件
事業段階関係市長からの意見	2 件
合 計	7 件

2 都民からの主な意見

(1) 廃棄物

- ・ 商業施設の利用者（来客等）による廃棄物について、当該敷地外での放棄等が行われないよう、商業施設側での確実なご対応をお願いします。

(2) 事業計画等（設備計画）

- ・ 再生可能エネルギーの確保として、屋上での太陽光発電の設置とあるが、太陽光パネルは反射光の当たる箇所では、通常の 100 倍以上の輝度になり、日常生活の平穏を妨害レベルでの温度上昇になります。

当該建物の屋上に太陽光パネルを設置し反射光によって迷惑をかけられたらたまったものではありません。

温室効果ガスの対策として太陽光パネルの設置を予定していても、その太陽光パネルの設置により近隣住民にどれくらいの影響があるのかの予測と評価がまったくありません。

太陽光パネルを屋上に設置するのであれば、設置したことによる周りへの影響をしっかりと調査検討をしてください。

(3) 事業計画等（交通計画）

- ・ 人見街道から北に延びる細い生活道路（アメリカンスクール方面へ抜ける道）は、現在も東八道路への抜け道として使われており、交通量が増えることで大混雑が懸念されます。この道路は車がすれ違えないほど狭く、歩行者にも危険が及ぶ可能性

があります。

以下の通り、出入口の設計と交通流動に関する具体的な対応を提案します。

1) 駐車場への入庫は以下のルートに限定する。

- ・ 味スタ通りからの左折入庫
- ・ 朝日町通り→多磨町入口を右折→すぐ左折による入庫ルート

2) 出庫は以下のルートに限定する。

- ・ 駐車場南側から朝日町通りへ左折
- ・ 南側道路→味スタ通り南方面へ右折で抜けるルート

3) 人見街道からアメリカンスクール方面に抜ける細い道については、地域住民以外の通行を禁止する。

- ・ 今回の開発地周辺は、狭い路地が多々有り特に武蔵野学園西側と三谷神社西側の道路は狭く（3～4m）車のすれ違いができない箇所もあり現在でもトラブルを起こすことも多々あります。また学校（むさしの学園、アメリカンスクール）もあり通学路になっています。

従いまして当道路は、地域住民の専用に指定し買い物客等部外者の車両は通行禁止にすることを要望します。

- ・ 人見街道を利用する買い物客の割合が予測できていないとの趣旨の説明があったが、商業施設の計画づくりにあたっては当然商圈設定を行っているはずであり、おおまかな人見街道利用割合さえ予測していないとは考え難い。とくに、西武線踏切利用の抑制策は重要なので、その検討に資するべく、来店見込み客数における人見街道・朝日町通り・スタジアム通りそれぞれの利用割合の推計値を、早急に示すべきである。

(4) 事業計画等（施設運営）

- ・ 商業施設の早朝や夜間の営業にあたっては、良好な住環境に影響を及ぼす時間帯は避けるよう、配慮すべきである。とりわけ、深夜の時間帯の営業は行わないようにすべきである。

当該商業施設では、「多磨駅東地区地区計画」に定められた用途制限を踏襲し、用途制限対象の店舗は営業すべきではない。

(5) 事業計画等（工事計画）

- ・ 工事車輛の搬入は、朝の通学時間に集中しないよう、できる限りの時間分散を図るべきである。搬出の時間も、夜間遅くにならぬよう配慮すべきである。

工事車輛の通行ルートでは、住宅街を走行させないよう徹底するとともに、交通安全確保の面から人見街道の踏切通行もなるべく避けるよう、配慮すべきである。

(6) 事業計画等（情報提供）

- ・ 今後は、商業施設整備の進捗や警察等との協議状況などに関し、府中市へ迅速な説明を行うとともに、府中市との協議要請や府中市からの要望の反映に積極的に応じるべきである。

今後予定される各種説明会の準備にあたって、会場や開催日時、開催案内の配布範囲などの設定について、早い段階から府中市と協議すべきである。

3 関係市長からの意見

【府中市長】

(1) 大気汚染

- ・ 建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全のための措置を確実に実施すること。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事施工中における建設機械や工事車両の走行に伴う騒音及び振動について、評価結果は基準を下回るとしているが、周辺は、学校や住宅地、都立公園等が隣接していることから、低騒音型・低振動型の建設機械の使用や工事車両の集中化を避ける等、万全の防音・防振対策を講じること。
- ・ 工事完了後の施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、特に休日の昼間及び夜間において、地点によっては環境基本法に基づく環境基準を上回る予測結果が見られたことから、関連車両の走行による影響が最小限となるよう、重点的に騒音の低減を図ること。

(3) その他

- ・ 事業が長期に渡るため、周辺住民及び周辺環境への影響を十分に考慮し、事業

の実施にあたっては、周辺住民への積極的な情報提供及び十分な説明を行う等、誠実に対応されたい。

- ・ 工事中及び工事完了後における相談窓口を設置し、周辺住民からの意見・要望等について十分な理解が得られるよう努めること。
- ・ 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を適宜実施し、環境保全対策に万全に期されたい。
- ・ 環境影響評価の項目として選定されなかった項目についても、各関係法令等を遵守し、新たに環境への影響が懸念される事象が発生した場合には、早急かつ適切に対応されたい。

【調布市長】

(1) 温室効果ガス

- ・ 温室効果ガスの項目については、調布市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、調布市内全域を「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に設定していることを踏まえ、事業の実施にあたっては、建築物における省エネルギー化の徹底や再生可能エネルギーの導入等において法令基準以上の積極的な取組を行うこと。

(2) その他

- ・ 今後、調布市民から意見や要望などが提出された場合には、内容を精査のうえ、十分かつ丁寧な対応を図ること。
- ・ 当該事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を計画地から周囲500mとし、調布市西町の一部、野水一丁目の一部が該当しているが、この地域に限らず、周辺住民への影響を十分考慮のうえ、必要に応じた説明や情報提供に努めること。
- ・ 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を必要に応じ実施し、十分な環境保全対策に努めること。
- ・ 環境影響評価の項目として選定しなかった項目についても、今後、事業の進捗により新たに環境への影響が懸念される事態が生じた場合には、適切に対応すること。
- ・ 調査データについて、求めがあれば、公開、公表等ができるよう、努めること。

- ・ 計画地の周辺においては、公共施設や学校をはじめ、様々な施設が集積するエリアであることから、工事施工中及び事業開始後において、これらの施設の利用者に十分に配慮すること。

また、営業時間が深夜に及ぶことから、周辺住民及び周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう、地域の治安維持向けに対策をとること。

資料 2

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	評価書案 190 ページの水銀の値は、排ガス中のばいじんに含まれる水銀の濃度を示しているのか。 四季の調査結果は事業者独自に計測したものか。また、測定はどのような方法を用いたのか。 現施設の煙突排ガスの寄与分はどのように含まれると考えるのか。 その様な考えから、結果的に安全率が高いと理解できるようなのと分かるように書いていただきたい。	煙突排ガスの寄与濃度にバックグラウンド濃度を足した予測結果となっている。現状の環境濃度については 100 ページに四季の調査結果を掲載している。 現地調査で測定した結果である。測定方法については 78 ページに掲載している。 現況濃度に含まれるという考えになる。そのため、現施設の寄与も含んだバックグラウンド濃度に煙突排ガスの寄与分を足し合わせるため、安全側での予測となっている。 評価書の段階で示していきたい。	4/14 部会にて回答
	2	ダイオキシンの現地調査結果について、各季節で 1 個の測定値ということか。 他の汚染物質も含めて、現状と建て替え後の排出濃度の比較があれば、排ガス諸元の変化が分かりやすいと思うが、記載はあるか。	各季節で1個の測定値である。 予測諸元については、おそらく現状稼働している排ガス濃度より高い数値になると思われる。測定では、自主規制値より低い値となることが通例のため、単純に比較すると現施設より悪くなるという誤解を生むことも考えられるため、それを確認の上、次回回答する。	4/14 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	躯体プラント工事の騒音が、敷地境界西側地点で最大 80 dBと勧告基準と同値であり、何らかの対策の必要があるのではないかと思います。現時点での考えを伺いたい。 対策をとることで、予測している 80 dBよりも少し下げられる可能性があると考えてよいのか。 勧告基準を満足していることに変わりはないが、できるだけ小さくする努力はしていただきたい。 (コメント)	工事期間中、低騒音型の建設機械の採用や防音パネル等を採用することで、低減に努めていきたい。 工事業者はまだ決まっていないが、技術提案を出させ、低減できる案があるか判断していきたい。	4/14 部会にて回答
	2	関連車両の走行に伴う騒音について、②の地点で工事車両及び収集車両の走行により、現況の 62 dB から 64 dB となる。②の地点は住宅街に入った場所で、2 dB の上昇であっても影響が大きく出る可能性もある。別ルートを考えたり、交通量の平準化を図るなど特別な対策を考えているか伺いたい。 どちらも環境基準を超えているので、できるだけ低減するような努力をしていただきたい。(コメント)	収集車両の安全走行等に努め、騒音の低減に努めていきたい。これについては、事後調査で測定し、確認していきたい。 走行ルートについては、収集車両に関しては世田谷区の収集範囲となっているので、超えるようなことがあれば情報提供し、検討していきたい。 工事用車両については一組の所掌範囲なので、工事業者と相談して対応したい。	4/14 部会にて回答
水循環	1	地表面流出量は変化がないという表記になっているが、変化量として記載されていると思うが m^3/s という単位で正しいのか。 また、流出量を増大しないということについて、緑化の基盤は現状がきちんと保全される、あるいは屋上緑化のような流出抑制施設が同等以上に創出され则认为いいのか、そのような地表面の性状を考慮したものかを伺いたい。	道路及び建物に降った雨は雨水利用槽に貯め、構内道路散水等に利用して、極力表面流出水も利用しよう努める。	4/14 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水循環	1 (続き)	流出量の変化では、単位対策量として 600 m ³ /ha が定められていると思うが、谷沢川上流域でもあり、浸透対策があった上での貯留槽ではないかと思う。そのようなところは世田谷区としっかり協議していただきたい。	雨水の表面流出量は、世田谷区と協議して進めていきたい。	
	2	計画地は国分寺崖線の上にあるので、雨水の貯留だけではなく、地下水涵養という観点からも雨を有効に浸透などに使ってもらいたい。	検討したい。	
景観・その他 (緑化計画)	1	世田谷美術館は、この地域では非常に著名な美術館であり、美術館を含めた周辺景観ということで、世田谷美術館の建物を見た時にどうかということが気になる。美術館の建物を含めた景観がどうなるのかという観点で、景観地点を追加してもらいたい。	次回回答する。	4/14 部会にて回答
	2	敷地の境界や道路回りなどで、かなり高木の樹幹と思われる樹木を伐採対象としている。景観の予測として北東角及び南東角からの予測が載っているが、敷地内の大木が伐採対象となっていたら予測が整合性を持っていないこととなる。このような高木は保全されるという理解でよいのか。 極力の内容をできるだけ客観的に示していただきたい。 「緑化範囲が建物の圧迫を受けているのではない」との都民意見があったが、どの樹木が除去対象かなど緑地の質的にどの程度変わるのか、情報が不足していると思っている。緑地の質として、基盤がどのようにいじられるのか、そのあたりの質的な部分を、もう少し情報を出してもらいたい。	樹木については、保存及び移植する樹木の選定にあたり、必要に応じ樹木診断を行い、計画書を作成し、極力保存、移植する方向でいる。 保存樹木に関しては、今後、計画するにあたり、北西、北、南東にある樹木については極力保存することを条件として計画を立てていきたいと思っている。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2	36 ページの図は、基本的には樹木を選定して保全対象としないとの判断をし、「除去」と書いていると思う。なので、その判断理由が分かるような情報が必要ではないかと思うので、36 ページの図の、除去する樹木の選定理由も併せて示していただきたい。	検討する。	
史跡・文化財	1	埋蔵文化財については、周辺に遺跡がないため確認しないということで事業を進めているが、周辺開発の機会があまりなく、発見される状況がなかったという理解でいる。 このあたりは、高台に遺跡が多く分布しており、工事の期間中に出土する可能性が高いと考えており、できれば試掘調査等の対応を取るほうがいいのではと思っているが、試掘調査についてどう考えているか。 十全な期間が取れる前提での回答と受けてよいか。	現工場を建てたときも出土はせず、現在工場があるのでどうしても掘れない状況でもあるので、出土したら適切に対応したいと思っている。 23 区全体のごみ焼却に関係して計画を立て、建て替えを行っているため、十分な期間が取れないという現状がある。	4/14 部会にて回答
	2	地下構造に関する図面について、既存建物と新規の建物でどう変化するのか分かりづらい。どこの地下が掘削されていくのかという部分をもう少し明示していただきたい。 既存建物と新規の建物で、地下掘削の範囲が重ならない場所があるとしたら、そこは試掘を入れられる可能性があるが図面から判断ができない。次回以降にお示しいただいた時点で、確認していきたい。	既存建物の断面図については 40、41 ページに記載があり、それを踏まえて、計画している工場がどのような形になるか示す方向で検討したい。 検討してお答えしたい。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事業計画)	1	都民の意見にもあったが、そもそも 600 t の処理能力が必要であることの説明が十分になされていない。600t が必要なことをできるだけ定量的、客観的に示していかないと理解は得られない。評価書の段階で、しっかり説明いただきたい。	検討したい。	4/14 部会にて回答
その他 (見解書 事業見解)	1	都民意見の中で「プラスチックを混焼していることから PFAS の汚染が心配」とあるが、これは、可燃ごみ中に製品プラスチックが一緒に入って焼却されているのか。また、敷地内に井戸があるのか。 「プラスチックを混焼していることから PFAS の汚染が心配」との意見に対し、「評価対象となっていないから調査しない」との見解は、都民の意見に正しく答えていないと思える。また、土壤汚染についての意見に対しても同様に基準にないとの見解となっていると思える。 汚染が生じるようなおそれは構造上ないといったような、真摯な回答をしていただきたい。 現時点の可能な範囲で安心安全な計画であるということを説明したほうが良い。 汚染が生じるとか、今後増えていくとは思わないが、過去に残っているものが現状問題となっているので、今後適切に対応しつつ、清掃工場から発生する排水等が地下水を汚染するようなことなく、適切に処理をする、PFAS についても今後の動向を見ながら適切に対処するというような回答の仕方が良いのではと考える。	製品プラスチックについては、各区で分別収集を開始しているが、清掃工場に入ってくるものはある。PFASが使われているものは少ないと考えており、焼却に関して大きな影響を与えるものとは考えていない。井戸については災害、非常用水源として敷地内にあるが、飲料水としての使用は予定していない。 関係法令に従って適切に測定して対応していきたいと思うが、基準にないものについては判定基準もないので、難しいところもあることも承知いただきたい。 なお、プラント排水については全て下水道放流で、直接地下に浸透することはなく、住民の方が心配する地下水のPFAS汚染について直接的なものはないと考える。 また、PFOS、PFOA、PFHxSについては、現在、製造、輸入が原則禁止されており、過去に製造されたPFOS等がわずかに排ガス中に含まれる可能性はあるが、基準値が設定されていないので、今後の動向等を踏まえながら適切に対応していく形になると考える。 評価書作成に際して検討する。	4/14 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (見解書 事業者見解)	2	井戸水について PFOS、PFOA の検査はしているか。 井戸水をこれから一時的に使用するのであれば、水質検査を行い、その値も確認した上で使用したほうが良いと思う。 検討していただきたい。	現状はしていない。 検討する。	